

## 特定生産緑地(藤沢市)解除一覧表

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように解除する。

特定生産緑地番号		位置		生産緑地地区番号	面積			図面番号	備考					
番号	枝番号				生産緑地地区 (都市計画)(m <sup>2</sup> )	特定生産緑地(m <sup>2</sup> )								
						既に指定 されている区域	指定を 解除する区域							
238	-22	石川1丁目	地内	238	1,880	1,880	1,880	1						
	-22	石川1丁目	地内											
395	-22	白旗2丁目	地内	395	1,830	1,830	1,830	2						
	-22	白旗2丁目	地内											
	-22	白旗2丁目	地内											
	-22	白旗2丁目	地内											
429	-22	高谷	地内	429	920	920	920	3						
	-22	高谷	地内											
580	-24	辻堂太平台一丁目	地内	580	940	940	940	4						